

公開買付説明書

平成28年 5 月

大崎電気工業株式会社

(対象者：大崎エンジニアリング株式会社)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	大崎電気工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
【電話番号】	(03) 3443-7171 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営戦略本部長 高野 澄雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	大崎電気工業株式会社 (東京都品川区東五反田二丁目10番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、大崎電気工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、大崎エンジニアリング株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	8
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	16
6 【株券等の取得に関する許可等】	16
7 【応募及び契約の解除の方法】	17
8 【買付け等に要する資金】	19
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	21
10 【決済の方法】	21
11 【その他買付け等の条件及び方法】	21
第2 【公開買付者の状況】	24
1 【会社の場合】	24
2 【会社以外の団体の場合】	25
3 【個人の場合】	25
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	26
1 【株券等の所有状況】	26
2 【株券等の取引状況】	32
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	32
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	32
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	33
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	33
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	33
第5 【対象者の状況】	34
1 【最近3年間の損益状況等】	34
2 【株価の状況】	34
3 【株主の状況】	35
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	36
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	36
6 【その他】	37
【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】	38
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	41

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

大崎エンジニアリング株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)2,794,000株(所有割合(注1):54.07%。小数点以下第三位を四捨五入。以下「所有割合」として同じとします。)を所有し、対象者を連結子会社としております。この度、公開買付者は、平成28年5月11日開催の取締役会において、対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。また、本公開買付けにより、公開買付者が対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、応募株券等の総数が基準株式数(注2)以上であることを条件に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

(注1) 対象者が平成28年5月11日に公表した「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(5,167,300株)から対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(78株)を控除した株式数(5,167,222株)に対する割合を、以下「所有割合」といいます。

(注2) 対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(5,167,300株)から対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(78株)を控除した株式数(5,167,222株)に係る議決権の数(51,672個)に66.7%を乗じた数(34,466個、整数未満切り上げ)から、公開買付者が本書提出日現在所有する対象者普通株式数(2,794,000株)に係る議決権の数(27,940個)を控除した議決権の数(6,526個)に相当する対象者普通株式数(652,600株)を、以下「基準株式数」といいます。

なお、対象者が平成28年5月11日に公表した「支配株主である大崎電気工業株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成28年5月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこととです。

上記対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和12年1月に株式会社弘業製作所として設立され、昭和16年4月に大崎工業株式会社を吸収合併し、商号を大崎電気工業株式会社に変更いたしました。昭和37年1月に東京証券取引所市場第二部に上場し、また、昭和55年10月には東京証券取引所市場第一部に指定されました。本書提出日現在、公開買付者並びに対象者を含む連結子会社40社及び持分法適用関連会社2社で構成された公開買付者グループは、電力量計、監視制御装置、配・分電盤等の製造・販売を行う「計測制御機器事業」、センサーデバイス・高機能デバイス関連装置やエネルギー・照明関連装置他、フラットパネルディスプレイ(薄型で、平坦な画面の映像表示装置のことをいい、以下「FPD」といいます。)関連装置の設計・製造・販売を行う「FPD関連装置事業」、不動産の賃貸を行う「不動産事業」を展開しております。

一方、対象者は、公開買付者が「FPD関連装置事業」を展開するための中核となる会社(公開買付者の100%出資子会社)として平成2年4月に設立され、平成18年11月に、更なる成長を企図した資金調達手段及び信用力の確保並びに認知度の向上と人材の確保等を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所が運営するジャスダック証券取引所(現JASDAQ市場)に株式を上場しました。公開買付者が所有する対象者普通株式27,940株(対象者が平成26年4月1日に実施した株式分割により2,794,000株)は、当該上場により所有割合にして54.07%まで減少しましたが、上場後も公開買付者は対象者の議決権の過半数を継続して保有することで対象者を連結子会社としつつ、上場会社である対象者の経営の独立性・自主性を重視した上で、公開買付者の主力事業の一角を担うグループ会社の一社として位置付けてまいりました。

対象者は、上場後、FPDの大型化及び高画質化、携帯電話の高機能化ニーズ等のデジタル家電を中心とした市場の積極的な設備投資機会を捉え、平成19年3月期には設立以来初めて売上高100億円を達成すると、平成20年3月期には売上高10,749百万円、経常利益2,181百万円を計上するなど、業容を拡大しました。しかしながら、平成21年の金融危機に端を発した景気の悪化によりデジタル市場全体の設備投資が減少したことに伴って対象者の業績は悪化し、平成22年3月期には上場来初の経常損失を計上しております。金融危機以降のデジタル市場における設備投資動向は、輸出環境の改善や政府による各種経済政策により一部には下げ止まりの兆しが見えつつあるものの、全体としては抑制された状況が続いております。対象者においては、コスト削減等により一時的に経常赤字を脱却したものの、高付加価値装置の受注獲得を企図したカスタム化生産(顧客それぞれの注文に合わせて装置の仕様を決定し生産すること)を推進したところ、当該生産について効率的な運用がなされなかった結果、売上規模の縮小や競争力を維持するための開発コストの増加等に伴い平成25年3月期から平成27年3月期にかけて3期連続で経常損失を計上し、また平成28年3月期も経常損失を計上する見込みであることから、対象者は、業績回復に向けた抜本的な施策が必要な状態にあり、受注戦略やコスト構造の抜本的な見直しに着手することが喫緊の課題であると考えております。

かかる市場環境及び対象者の業績動向を受けて、公開買付者は、対象者を含む公開買付者グループにおける「FPD関連装置事業」の今後の成長戦略及び公開買付者グループ全体の企業価値向上のための施策について、継続的に検討して参りました。公開買付者は、対象者のカスタム化生産は、市場全体として設備投資が抑制された環境下でも積極投資を行う特定分野の製品ニーズを的確に捉える強みがある一方で、特定顧客にカスタマイズすることに伴うコスト増に繋がりやすい受注生産システムであると考えております。デジタル市場の設備投資動向は回復しつつあるものの抑制傾向は継続することが見込まれている環境下においては、従前どおり特定顧客にカスタマイズすることを特徴としたカスタム化生産を続けるだけでは、新たな顧客の大幅な獲得は難しく、対象者による受注の拡大による業績の回復は容易ではないと考えております。対象者の業績を回復させ、対象者を含む公開買付者グループにおける「FPD関連装置事業」を今後さらに成長させるためには、ターゲットとする分野や製品といった受注戦略を抜本的に見直すことでコストを削減しつつ、積極的に新規顧客を開拓するとともに、既存及び新規顧客のいずれからでも中長期的に高い成長が見込まれる分野の製品を積極的に受注することが必要と考えております。これらにより、対象者は、カスタム化生産の効率化を図るとともに、製造装置メーカーとしての付加価値を更に高めることが可能となると考えております。

しかしながら、このように対象者の受注戦略を抜本的に見直すことは、直ちにその効果をもたらすとは限らず、逆に、既存顧客からの受注の一時的な減少を招く可能性があり、また、新規顧客の開拓のために積極的な営業活動を行い、かつ今後の成長が見込まれる分野の製品を新たに開発するためには先行費用が必要となるため、対象者における短期的な業績の下振れや、その後の収益回復に対する不確実性といったリスクを発生させる可能性も否定できません。そのため、上場会社の施策としては資本市場からは必ずしも十分な評価が得られない可能性があり、対象者普通株式の価値に悪影響を及ぼすことも想定されます。また、中長期的な収益向上が実現できない場合には、対象者における株式価値の下落を招く可能性も否定できません。また、対象者の上場を維持したままでは、これらの施策に対する有効性や実効性を十分に検証する必要があることから、迅速な意思決定が行いにくいといった課題を有しているものと認識しております。

以上の検討を踏まえ、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とし、対象者が公開買付者の経営資源を積極的に利用し、公開買付者とともに新規顧客への営業活動を行うこと等によって、対象者が積極的に新規顧客の開拓を行うことが可能になり、また公開買付者と対象者の一体経営を実現することで、対象者による短期的な業績の下振れリスクや不確実性を伴う抜本的な施策についても、迅速な意思決定のもとこれらを実施することが可能となり、中長期的視点に立脚して対象者の成長戦略を実現できるものと判断するに至りました。

かかる状況下、平成28年2月上旬に公開買付者から対象者に対して本取引を提案したことを契機として、同年3月上旬、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として山田FAS株式会社(以下「山田FAS」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任し、さらに利益相反回避のため第三者委員会(当該第三者委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。)を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その上で、公開買付者及び対象者は、両社の企業価値を一層向上させることを目的として、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者が対象者を完全子会社化することにより、公開買付者から対象者に対してより一層経営資源を投入することで新規顧客の積極的な開拓が可能になり、かつ短期的な収益悪化のリスクを伴うものの中長期的に付加価値の高い製品への取り組み等を通じた受注戦略の抜本的な見直しが可能となることに加え、経営の一体化に伴うコスト削減も期待できることから、対象者を含む公開買付者グループ全体の企業価値の向上につながるものであるとの結論に至り、平成28年5月11日開催の公開買付者の取締役会において、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの開始を決議するに至りました。

公開買付者としては、対象者の完全子会社化後の受注戦略やコスト構造の見直しといった将来の事業戦略については、対象者と今後協議の上、決定していく方針ですが、本取引後も、対象者の事業特性や対象者の強みを活かした経営を行い、対象者における事業の強化を図ってまいります。

なお、本書提出日現在において、対象者の取締役会は7名の取締役で構成されており、公開買付者の取締役1名が対象者の取締役を兼務しております。今後の対象者の経営体制について現時点で具体的に決定しているものではありませんが、対象者と協議の上で、上記諸施策の実行や経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を検討していく予定です。

本公開買付けの応募株券等の総数が基準株式数(652,600株)に満たない場合には、対象者普通株式のJASDAQ市場における上場は維持される予定です。その場合の対象者の今後の経営体制についても、現時点で具体的に決定しているものではありませんが、対象者と協議の上で、最適な体制の構築を検討していく予定です。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記に記載のとおり、平成28年2月上旬に公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、第三者算定機関として山田FASを、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任するとともに、本取引に関する提案を検討するために対象者の諮問機関として第三者委員会を設置し、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券との間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者は、平成28年4月25日に公開買付者から本公開買付価格を1株当たり780円とする旨の提案を受けた後、山田FASから、同日時点における対象者普通株式の株式価値に係る試算結果の報告を受け、その報告内容及び第三者委員会での検討を踏まえた上で、平成28年4月26日に公開買付者に対して本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、平成28年4月28日に公開買付者から本公開買付価格を1株当たり790円とする旨の再提案を受けましたが、対象者は、平成28年5月2日に公開買付者に対して本公開買付価格の更なる引上げを要請したとのことです(当該要請に際しては、山田FASから改めて報告を受けた平成28年5月2日時点における対象者普通株式の株式価値に係る試算結果の内容及び第三者委員会との協議を踏まえた検討を行っているとのことです)。その後、平成28年5月9日に公開買付者より、本公開買付価格を1株当たり800円とする旨の最終提案を受けるに至ったとのことです。対象者は、平成28年5月10日付で山田FASより対象者普通株式に係る正式な株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得し、さらに、第三者委員会での更なる検討結果を踏まえた上で、当該最終提案について慎重に検討を行ったとのことです。このように、対象者は、公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券との間で、継続的に本公開買付価格の交渉を行ってきたとのことです。

また、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けるとともに、第三者委員会から平成28年5月10日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要及び第三者委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください)。その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関である山田FASから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意見を表明することとしたとのことです。対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、応募株券等の総数が基準株式数(652,600株)以上であることを条件に、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となった場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第179条に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式等売渡請求」といいます。)する予定です。株式等売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員からその所有する対象者普通株式の全部を取得します。当該各株主の所有していた対象者普通株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対して、対象者普通株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、対象者の株主はその有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、応募株券等の総数が基準株式数(652,600株)以上であることを条件に、公開買付者は、対象者普通株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を平成28年9月頃に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者普通株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者普通株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の公開買付者による対象者普通株式の所有状況又は公開買付者以外を対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、応募株券等の総数が基準株式数(652,600株)以上である場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

本公開買付けの応募株券等の総数が基準株式数(652,600株)に満たない場合には、上記の手続が実施される予定はありません。

この場合、公開買付者は、現時点においては、対象者普通株式を追加で取得することは予定しておりません。もっとも、本公開買付け後の公開買付者による対象者普通株式の所有状況及び公開買付者以外を対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等によっては、将来において対象者普通株式を追加で取得する可能性があることを否定するものではありません。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

- ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における第三者委員会の設置
- ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、J A S D A Q市場に上場していますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、応募株券等の総数が基準株式数(652,600株)以上であることを条件に、その後上記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJ A S D A Q市場において取引することはできません。

本公開買付けの応募株券等の総数が基準株式数(652,600株)に満たない場合には、対象者普通株式のJ A S D A Q市場における上場は維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年 5 月12日(木曜日)から平成28年 6 月22日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	平成28年 5 月12日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1 株につき金800円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。 野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成28年 5 月10日付で対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。 野村證券により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。 市場株価平均法 : 353円から389円 類似会社比較法 : 725円から757円 DCF法 : 773円から853円 市場株価平均法では、平成28年 5 月 9 日を基準日として、J A S D A Q 市場における対象者普通株式の基準日終値355円、直近 5 営業日の終値単純平均値353円(小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。)、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値363円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値365円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値389円を基に、対象者普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲を353円から389円までと分析しております。 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者普通株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、725円から757円までと分析しております。

	D C F 法では、対象者から提供され公開買付者が確認した平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成29年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たり株式価値の範囲を773円から853円までと分析しております。なお、野村證券が算定の前提とした対象者の事業計画においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、製造原価の削減や機械商社との連携による商談規模の拡大により大幅な営業利益の増加を見込んでおり、営業利益は平成29年3月期には25百万円、平成30年3月期には50百万円になることを見込んでいるとのこととです。 公開買付者は、野村證券から取得した対象者の株式価値算定の結果を参考としつつ、対象者普通株式のJASDAQ市場における過去5営業日、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成28年5月11日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり800円と決定しました。 なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年5月10日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値373円に対して114.48%（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値(%)について同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値364円に対して119.78%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値365円に対して119.18%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値388円に対して106.19%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。 また、本書提出日の前営業日である平成28年5月11日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値420円に対して90.48%のプレミアムを加えた価格となります。
算定の経緯	（本公開買付価格の決定に至る経緯） 平成28年2月上旬に公開買付者から対象者に対して本取引を提案したことを契機として、同年3月上旬、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として山田FASを、リーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選任し、さらに利益相反回避のため第三者委員会を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その上で、公開買付者及び対象者は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。 その結果、公開買付者が対象者を完全子会社化することにより、公開買付者から対象者に対してより一層経営資源を投入することで新規顧客の積極的な開拓が可能になり、かつ短期的な収益悪化のリスクを伴うものの中長期的に付加価値の高い製品への取り組み等を通じた受注戦略の抜本的な見直しが可能となることに加え、経営の一体化に伴うコスト削減も期待できることから、対象者を含む公開買付者グループ全体の企業価値の向上につながるものであるとの結論に至り、平成28年5月11日開催の公開買付者の取締役会において、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの開始を決議するに至りました。 そこで、公開買付者は平成28年5月11日開催の取締役会の決定によって、公開買付者による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。 （i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称 公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者普通株式1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 : 353円から389円
類似会社比較法 : 725円から757円
DCF法 : 773円から853円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、野村證券から取得した対象者の株式価値算定の結果を参考としつつ、対象者普通株式のJASDAQ市場における過去5営業日、過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成28年5月11日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり800円と決定しました。詳細は、上記「算定の基礎」をご参照ください。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。公開買付者が野村證券から取得した対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書の概要については、上記「算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田FASに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年5月10日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。山田FASは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

山田FASは、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、山田FASから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

山田FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。山田FASは、対象者がJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するDCF法を用いているとのことです。山田FASが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 355円から389円
DCF法 : 746円から790円

市場株価法では、平成28年5月9日を基準日として、JASDAQ市場における対象者普通株式の基準日終値355円、直近1ヶ月間の終値単純平均値363円、直近3ヶ月間の終値単純平均値365円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値389円を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を355円から389円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成29年3月期から平成31年3月期までの3期の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を746円から790円までと分析しているとのことです。なお、割引率は2.97%から3.63%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を0%として算定しているとのことです。

山田FASがDCF法の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。以下の財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年3月期から平成30年3月期にかけて、製造原価の削減や機械商社との連携による商談規模の拡大により営業利益の大幅な増加を見込んでいるとのことです(なお、対象者決算短信上の平成28年3月期の営業利益は△192百万円とのことです。)。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期
売上高	2,100	2,150	2,200
営業利益	25	50	53
E B I T D A	66	98	103
フリー・キャッシュ・フロー	△32	18	24

③ 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会(第三者委員会の委員としては、公開買付者及び対象者から独立性を有する山崎想夫氏(委員長、公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ代表取締役)、大林茂樹氏(対象者社外監査役)及び多田光毅氏(弁護士、隼あすか法律事務所パートナー)の3氏を選定しているとのことです。なお、対象者は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。)を設置し、第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性・合理性(本取引に起因する対象者企業価値向上の有無を含む。)、(b)本取引の取引条件(本公開買付価格を含む。)の公正性・妥当性、(c)本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(d)上記を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか、(e)本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに(f)その他上記に関連する事項(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問することを決定したとのことです。

第三者委員会は、平成28年4月8日より平成28年5月10日まで合計5回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。さらに、第三者委員会は、山田FASから、同社が対象者に対して提出した本株式価値算定書に基づき、対象者普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

	なお、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるシテューワ法律事務所から対象者が得た、対象者における、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する説明を受け、検討をしているとのことです。 第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上等の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成28年5月10日に、以下の意見を内容とする本答申書を対象者取締役会に対して提出しているとのことです。 (a) 平成25年3月期から平成28年3月期にかけて4期連続で経常損失を計上する見込みとなっている対象者の状況に照らし、本取引による対象者と公開買付者との一体性の強化によって、現状対象者に不足していると思われる営業面等における経営資源やノウハウ等が公開買付者からより直接的に投入されるようになり、かつ、現状の対象者の経営状況を打開するために必要となる抜本的な施策を大胆に実行することが可能となると考えられることから、本取引の目的の正当性・合理性は認められる。 (b) 本取引の取引条件について、以下の理由によりその公正性・妥当性は認められる。 ・本公開買付価格は、JASDAQ市場における平成28年5月10日（本公開買付けの公表日の前営業日）の対象者普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値に対して106.19%から119.78%のプレミアムを付した価格であり、かつ、山田FASによるDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、利益相反を解消するための措置が十分に採られたうえで、公開買付者との真摯かつ継続的な交渉を経て決定された価格であること、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が比較的長期間に設定されていること、及び、 ・二段階買収の際に交付される1株当たりの金銭の額は、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定であること (c) 本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、かつ、独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任し、その助言を随時取得していること等を踏まえれば、本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続きは公正なものといえる。 (d) 上記(a)乃至(c)を踏まえると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。 (e) 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると思料する。 ④ 対象者における独立した法律事務所からの助言 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシテューワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。
--	---

- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- 対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関である山田FASから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのこと。
- その結果、対象者としては、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至ったとのこと。
- 対象者を取り巻く経営環境は、リーマンショックによる景気低迷をきっかけに、デジタル市場全体の設備投資が減少したことに伴い、非常に厳しいものとなっているとのこと。対象者におきましては、業績改善のための施策として固定費の圧縮等を実施してまいりましたが、それに伴い人材の外部流出をもたらすこととなり、また、売上規模の拡大を目指して様々な分野の取引を展開したことにより、かえってコストの増加を招くなどの悪影響も生じているとのこと。このように、対象者においては、業績改善のために実施した施策が対象者の企図する結果に結びついていない面があることは否めず、現在に至るまで業績の改善が進まない状況にあるとのこと。
- かかる経営環境のもと、対象者の業績は、平成25年3月期から平成27年3月期にかけて3期連続で経常損失を計上し、また平成28年3月期も経常損失を計上する見込みであり、黒字転換を果たすことが対象者の喫緊の課題となっているとのこと。そして、かかる課題に対して、安定的な収益体質の再構築による確実かつ継続的な収益力の改善を実現することが必要不可欠であると認識しているとのこと。
- この点、対象者は、コア技術(強みとなる中核技術・能力)であるファインピッチ(高精細)実装技術(基板とベアチップIC等を高精度・高品質に実装するための、加熱加圧機構と制御技術を一体化させた接合技術及び画像認識による高精度な位置合せ技術や検査技術等)を軸に、FPD製造メーカーやICカード、ICタグ製造メーカーを含む半導体製造メーカー向けに、ACF貼付装置(熱硬化性樹脂に微細な金属粒子を混ぜ合わせてフィルム状にしたACF(異方性導電フィルム)を基板に仮接合させる装置)や熱圧着装置を中心とした各種実装装置の開発、製造及び販売を行っているとのこと。顧客のニーズに沿った様々な製品に対応する高度な技術力を有していることが対象者の強みであり、近年のデジタル市場における製品技術の進化や普及拡大(FPD分野における高精細・高品位化やセンサーデバイス分野における高品質・高集積化といった技術の進化並びにこれらの技術の民生品、車載用品及び医療機器への普及拡大)は、対象者のこのような技術力を活かしたカスタム化生産にとって、大きなビジネスチャンスであると捉えているとのこと。そして、かかるビジネスチャンスを時機を逃さずに活かし、確実かつ継続的な収益力の改善を実現するためには、既存顧客を対象とした現状のカスタム化生産を単に継続するだけではなく、多くの新規顧客の獲得を図りながら対象者の更なる成長・発展を実現するための中長期的視点に立った抜本的な施策が必要であると考えており、具体的には、医療用等の高精細FPDや車載用等の高品質センサーデバイスといった収益性の高い分野や製品に特化した形での受注戦略の見直し及び人的・物的リソースの集中と、それに伴う積極的な新規顧客の開拓、カスタム化生産の効率化及び更なる付加価値の創出(カスタム化による製品価値の向上は対象者の競争優位性につながるものであるものの、今後は、それに要するコスト増加を抑制するための効率化と同時に、技術革新等による更なる強化が必要になると考えているとのこと。)、外注費や材料費といった製造原価の更なる圧縮等、対象者の再成長に向けた施策が必要不可欠であると認識しているとのこと。

もつとも、こうした諸施策は、新規顧客の開拓を目的とした新たな製品開発のために必要な先行投資の支出や、受注戦略の見直し及び人的・物的リソースの集中に伴う既存顧客からの受注の一時的な減少によって、短期的な利益水準への悪影響を及ぼす可能性があり、また、これらを含む施策実行による収益力の改善の程度には不確実性が存在することは否定できないとのことです。さらに、これらの諸施策の実施によって、対象者の中長期的な収益向上を実現することができない場合には、長期的な企業価値を下落させることとなる可能性も否定できないと考えているとのことです。そのため、このような将来的な方向性や方針が必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、対象者普通株式の株価に悪影響を及ぼす可能性も否定できないため、結果として株主の皆様のご期待に沿えない可能性があるものと認識しているとのことです。

公開買付者の完全子会社となることは、一定のリスクを伴う上記のような抜本的な諸施策を速やかに実行に移すことが可能となるだけでなく、これまで上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することの難しかった、公開買付者グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、施策の実効性を高めることに資するものであると考えているとのことです。加えて、公開買付者の完全子会社となることにより、取引先からの対象者信用の補完、かかる信用補完を背景とした優秀な人材の獲得、顧客ニーズに関する情報収集力の強化といった、収益力の改善に向けた更なる効果も期待できるものと考えているとのことです。

以上より、本取引により公開買付者の完全子会社となり公開買付者グループとの強固な連携を実現することは、株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、利益水準への悪影響や不確実性を伴う抜本的な施策を大胆かつ迅速に実行する上で有用であり、対象者の安定的な収益体質の基盤作りに資するものであると判断するに至ったとのことです。

以上のとおり、対象者は、本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意見を表明することとしたとのことです。

また、本公開買付価格が、(a)上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている山田FASによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年5月10日のJASDAQ市場における対象者普通株式の終値373円に対して114.48%、平成28年5月10日から過去1ヶ月間の終値単純平均値364円に対して119.78%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値365円に対して119.18%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値388円に対して106.19%のプレミアムが加算されており、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(c)本項に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には、山田FASによる対象者普通株式の株式価値に係る試算結果の内容や第三者委員会との協議等を踏まえながら、対象者の1株当たり純資産額も一つの交渉要素とした上で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われ、その結果として当初の提案価格から20円の増額がなされた価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して相当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで、平成28年5月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記取締役会においては、公開買付者の代表取締役を兼務している対象者取締役の渡辺光康氏を除く全ての取締役の全員一致で当該決議を行っているとのことです。また、上記取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役3名(うち社外監査役2名))の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。なお、渡辺光康氏は、公開買付者の代表取締役を兼務しており、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

	⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。 また、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者普通株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。 なお、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、公開買付者は対象者普通株式2,794,000株(所有割合:54.07%)を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記①ないし⑥の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,373,222 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(5,167,300株)から対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(78株)及び本書提出日現在公開買付者が保有する対象者普通株式数(2,794,000株)を控除した株式数(2,373,222株)になります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	23,732
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付けの所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月12日現在)(個)(d)	27,940
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月12日現在)(個)(g)	2,212
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)	51,669
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	45.93
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(2,373,222株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月12日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成28年2月5日に提出した第26期第3四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の単元未満株式400株から、平成28年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式78株を控除した322株に係る議決権の数である3個)を加えた51,672個を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。
- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。
- ⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー(個人番号)提供時の必要書類

マイナンバー(個人番号)の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類

個人情報カード、通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人情報カード	不要
通知カード	[A]のいずれか1点、 又は[B]のうち2点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票の写し	[A]又は[B]のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」 以外の1点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券(パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証(各種)、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)

※本人確認書類(原本・コピー)は、以下2点を確認できる必要があります。

- ①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続に係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー(個人番号)の提供に必要な書類を兼ねることができます(同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。)

・法人の場合

登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,898,577,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	90,000,000
その他(c)	4,600,000
合計(a)+(b)+(c)	1,993,177,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,373,222株)に1株当たりの本公開買付価格(800円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了時まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	4,631,197
計(a)	4,631,197

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,631,197千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年6月29日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

② 【会社の目的及び事業の内容】

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

④ 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
計					—

(2) 【経理の状況】

① 【貸借対照表】

② 【損益計算書】

③ 【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月29日 関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第102期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日 関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

大崎電気工業株式会社

(東京都品川区東五反田二丁目10番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	30,172(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	30,172	—	—
所有株券等の合計数	30,172	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式78株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数20個を含めております。ただし、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月12日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成28年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	27,940(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	27,940	—	—
所有株券等の合計数	27,940	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成28年5月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,232(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2,232	—	—
所有株券等の合計数	2,232	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式78株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数20個を含めております。ただし、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月12日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(平成28年5月12日現在)

氏名又は名称	大崎エンジニアリング株式会社
住所又は所在地	埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地
職業又は事業の内容	センサーデバイス・高機能デバイス関連装置、エネルギー・照明関連装置、FPD関連装置の設計・製造・販売
連絡先	連絡者 大崎エンジニアリング株式会社 取締役経営企画室長 小野 茂昭 連絡場所 埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地 電話番号 04(2934)3411(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(平成28年5月12日現在)

氏名又は名称	渡邊 佳英
住所又は所在地	東京都品川区東五反田二丁目10番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	大崎電気工業株式会社 取締役会長 代表取締役 OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役会長 株式会社エネゲート 取締役 大崎電気システムズ株式会社 代表取締役会長 大崎データテック株式会社 取締役会長 大崎プラテック株式会社 取締役 大崎テクノサービス株式会社 取締役 大崎エステート株式会社 取締役
連絡先	連絡者 大崎電気工業株式会社 専務取締役経営戦略本部長 高野 澄雄 連絡場所 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 電話番号 (03)3443-7171(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年 5 月12日現在)

氏名又は名称	渡辺 光康
住所又は所在地	東京都品川区東五反田二丁目10番2号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	大崎電気工業株式会社 取締役社長 代表取締役 大崎エンジニアリング株式会社 取締役 OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役兼最高責任者 株式会社エネゲート 監査役 大崎電気システムズ株式会社 取締役 大崎プラテック株式会社 取締役 大崎エステート株式会社 取締役
連絡先	連絡者 大崎電気工業株式会社 専務取締役経営戦略本部長 高野 澄雄 連絡場所 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 電話番号 (03)3443-7171(代表)
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年 5 月12日現在)

氏名又は名称	茅田 治夫
住所又は所在地	埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	大崎エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 大崎エンジニアリング株式会社 取締役経営企画室長 小野 茂昭 連絡場所 埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地 電話番号 04(2934)3411(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年 5 月12日現在)

氏名又は名称	山内 賢
住所又は所在地	埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	大崎エンジニアリング株式会社 取締役
連絡先	連絡者 大崎エンジニアリング株式会社 取締役経営企画室長 小野 茂昭 連絡場所 埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地 電話番号 04(2934)3411(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年 5 月12日現在)

氏名又は名称	小野 茂昭
住所又は所在地	埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	大崎エンジニアリング株式会社 取締役
連絡先	連絡者 大崎エンジニアリング株式会社 取締役経営企画室長 小野 茂昭 連絡場所 埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地 電話番号 04(2934)3411(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年 5 月12日現在)

氏名又は名称	小林 剛
住所又は所在地	埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	大崎エンジニアリング株式会社 取締役
連絡先	連絡者 大崎エンジニアリング株式会社 取締役経営企画室長 小野 茂昭 連絡場所 埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地 電話番号 04(2934)3411(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年 5 月12日現在)

氏名又は名称	佐藤 一紀
住所又は所在地	埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	大崎エンジニアリング株式会社 取締役
連絡先	連絡者 大崎エンジニアリング株式会社 取締役経営企画室長 小野 茂昭 連絡場所 埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地 電話番号 04(2934)3411(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

② 【所有株券等の数】

大崎エンジニアリング株式会社

(平成28年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式78株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

渡邊 佳英

(平成28年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,330(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,330	—	—
所有株券等の合計数	1,330	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

渡辺 光康

(平成28年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	200(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	200	—	—
所有株券等の合計数	200	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

多田 治夫

(平成28年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	93(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	93	—	—
所有株券等の合計数	93	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

山内 賢

(平成28年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	162(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	162	—	—
所有株券等の合計数	162	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

小野 茂昭

(平成28年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	300(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	300	—	—
所有株券等の合計数	300	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

小林 剛

(平成28年 5 月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	127(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	127	—	—
所有株券等の合計数	127	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	20(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	20	—	—
所有株券等の合計数	20	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 佐藤一紀氏は、小規模所有者に該当いたしますので、佐藤一紀氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年 5 月12日現在)(個)(g)」には含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の重要な取引は以下のとおりです。

① 平成24年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

取引の内容	取引金額(千円)	対象者における計上科目	期末残高(千円)
対象者の公開買付者に対する資金の貸付	2,500,000	関係会社短期貸付金	—
対象者の公開買付者からの利息の受取	1,509	—	—

② 平成25年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

取引の内容	取引金額(千円)	対象者における計上科目	期末残高(千円)
対象者の公開買付者に対する資金の貸付	2,000,000	関係会社短期貸付金	2,000,000
対象者の公開買付者からの利息の受取	9,205	—	—

③ 平成26年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

取引の内容	取引金額(千円)	対象者における計上科目	期末残高(千円)
対象者の公開買付者に対する資金の貸付	2,000,000	関係会社短期貸付金	2,000,000
対象者の公開買付者からの資金の回収	2,000,000		
対象者の公開買付者からの利息の受取	10,869	—	—

なお、公開買付者と対象者の役員との間に重要な取引はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年5月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場						
月別	平成27年 11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月
最高株価	451	435	430	410	448	391	420
最低株価	412	386	387	313	341	343	343

(注) 平成28年5月については、5月11日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月26日 関東財務局長に提出
事業年度 第25期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第26期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月5日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

大崎エンジニアリング株式会社
(埼玉県入間市大字狭山ケ原326番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」の公表

対象者は、平成28年5月11日に「平成28年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況(非連結)

決算年月	平成28年3月期
売上高	1,820,943千円
売上原価	1,707,631千円
販売費及び一般管理費	305,993千円
営業外収益	19,161千円
営業外費用	一千円
当期純利益	△126,230千円

② 1株当たりの状況(非連結)

決算年月	平成28年3月期
1株当たり当期純利益	△24.43円
1株当たり配当額	5.00円
1株当たり純資産額	1,081.45円

【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

事業内容の概要

(1) 会社の目的

公開買付者は、次の事業を営むことを目的としております。

1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理
2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理
3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理
4. 前各号に関連する機械器具設置工事、電気工事及び通信工事
5. 防雷施設等土木建築工事の設計、施工及び監理
6. 不動産の賃貸及び管理
7. 前各号に付帯する一切の業務

(2) 事業の内容

公開買付者、子会社及び関連会社において営まれている主な事業は、電力量計、電流制限器、計器用変成器、監視制御装置、タイムスイッチ及び光通信関連機器、配・分電盤等の製造・販売（計測制御機器事業）、センサーデバイス・高機能デバイス関連装置、エネルギー・照明関連装置、F P D 関連装置の設計・製造・販売（F P D（フラットパネルディスプレイ）関連装置事業）並びに不動産の賃貸（不動産事業）です。

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (百万円)	45,975	47,362	61,205	65,663	77,366
経常利益 (百万円)	4,154	3,215	2,900	1,905	3,584
当期純利益 (百万円)	1,020	1,339	1,472	783	2,754
包括利益 (百万円)	1,534	1,869	4,255	3,363	3,130
純資産額 (百万円)	39,301	36,204	39,830	42,760	50,537
総資産額 (百万円)	63,051	79,352	82,656	87,918	89,579
1株当たり純資産額 (円)	668.97	688.13	793.80	880.54	875.32
1株当たり当期純利益金額 (円)	27.26	36.95	41.30	21.96	74.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	25.05	34.09	34.18	16.84	57.00
自己資本比率 (%)	39.7	30.9	34.2	35.7	43.3
自己資本利益率 (%)	4.1	5.4	5.6	2.6	7.8
株価収益率 (倍)	27.99	22.27	11.74	27.19	10.65
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,959	2,834	6,741	1,052	5,289
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5	△10,340	△5,828	△2,524	5,250
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,495	6,909	△1,102	△185	△6,231
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	13,197	12,643	13,046	11,876	17,287
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	1,821 (733)	3,369 (615)	3,504 (604)	3,534 (569)	3,069 (524)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第98期にSMB United Limited (現社名OSAKI United International Pte.Ltd.) 及び同社の子会社を連結子会社としております。なお、第98期においては貸借対照表のみを連結し、第99期から損益計算書も連結しております。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (百万円)	20,683	22,152	22,078	21,159	23,841
経常利益 (百万円)	1,941	1,542	1,804	1,290	1,650
当期純利益 (百万円)	521	1,332	1,263	918	493
資本金 (百万円)	4,686	4,686	4,686	4,686	6,623
発行済株式総数 (株)	38,550,684	38,550,684	38,550,684	38,550,684	44,889,951
純資産額 (百万円)	18,731	18,297	19,747	20,646	26,664
総資産額 (百万円)	34,409	47,780	48,526	49,226	47,495
1株当たり純資産額 (円)	496.90	507.86	546.93	570.55	594.06
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	15.00 (6.00)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	13.95	36.77	35.44	25.76	13.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	12.82	33.92	29.34	19.76	10.21
自己資本比率 (%)	54.0	37.9	40.2	41.3	55.5
自己資本利益率 (%)	2.8	7.3	6.7	4.6	2.1
株価収益率 (倍)	54.70	22.38	13.69	23.18	59.43
配当性向 (%)	86.0	32.6	33.9	46.6	112.7
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	475 (78)	467 (65)	469 (100)	462 (94)	458 (88)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第98期にSMB United Limited (現社名OSAKI United International Pte.Ltd.) の株式を取得しております。

3 第101期における資本金及び発行済株式総数の増加は、新株予約権付社債の新株予約権の権利行使に基づくものであります。

4 第101期の1株当たり配当額15円には、特別配当3円を含んでおります。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (千円)	3,801,600	3,081,473	1,525,878	1,301,973	1,909,897
経常利益又は経常損失(△) (千円)	184,572	95,223	△467,253	△505,383	△207,928
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	141,832	82,615	△503,863	△743,781	△223,347
包括利益 (千円)	139,334	82,574	△502,894	△742,556	△218,984
純資産額 (千円)	7,421,381	7,374,773	6,820,206	6,025,976	5,781,155
総資産額 (千円)	8,321,660	7,997,651	7,312,054	6,528,009	6,237,653
1株当たり純資産額 (円)	1,436.22	1,427.20	1,319.88	1,166.18	1,118.80
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	27.45	15.99	△97.51	△143.94	△43.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	89.2	92.2	93.3	92.3	92.7
自己資本利益率 (%)	1.9	1.1	△7.1	△11.6	△3.8
株価収益率 (倍)	32.2	39.0	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,177,273	466,921	324,628	153,812	△359,619
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,959,319	△13,733	△21,204	△2,027,209	△16,412
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△107,959	△132,348	△55,867	△753,932	△27,239
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,302,399	3,623,238	3,870,795	1,243,465	840,194
従業員数 (名)	188	156	151	143	129

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 第23期、第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)は、第21期の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しております。
5 第23期、第24期及び第25期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6 臨時従業員数は、従業員数の10%未満であるため記載しておりません。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月
売上高 (千円)	3, 801, 600	3, 081, 473	1, 525, 878	1, 301, 973	1, 909, 897
経常利益又は経常損失(△) (千円)	190, 938	112, 194	△466, 630	△500, 941	△216, 975
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	175, 032	99, 584	△502, 932	△736, 212	△231, 957
資本金 (千円)	1, 684, 420	1, 684, 420	1, 684, 420	1, 684, 420	1, 684, 420
発行済株式総数 (株)	51, 673	51, 673	51, 673	51, 673	5, 167, 300
純資産額 (千円)	7, 365, 167	7, 335, 528	6, 781, 891	5, 995, 231	5, 741, 800
総資産額 (千円)	8, 273, 337	7, 959, 009	7, 285, 323	6, 489, 897	6, 196, 985
1 株当たり純資産額 (円)	1, 425. 34	1, 419. 61	1, 312. 46	1, 160. 23	1, 111. 18
1 株当たり配当額 (円) (内、1 株当たり中間配当額) (円)	2, 500 (－)	1, 000 (－)	1, 000 (－)	500 (－)	5 (－)
1 株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	33. 87	19. 27	△97. 33	△142. 48	△44. 89
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	89. 0	92. 2	93. 1	92. 4	92. 7
自己資本利益率 (%)	2. 4	1. 4	△7. 1	△11. 5	△4. 0
株価収益率 (倍)	26. 1	32. 4	—	—	—
配当性向 (%)	73. 8	51. 9	—	—	—
従業員数 (名)	145	141	136	130	117

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第21期及び第22期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第23期、第24期及び第25期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 平成26年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) は、第21期の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しております。なお、1 株当たり配当額については、当該株式分割前の 1 株当たり配当額であります。

5 第23期、第24期及び第25期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

6 臨時従業員数は、従業員数の10%未満であるため記載しておりません。